

2012年1月

『 月 ド ル 君 』
予定利率市場連動型積立個人年金保険（ドル建）
ご契約者各位

ジブラルタ生命保険株式会社
（旧AIGエジソン生命保険株式会社）

本資料をご覧くださいいただく際の留意事項

旧AIGエジソン生命保険株式会社（以下、旧エジソン生命）は、2012年1月1日をもちまして、旧エイアイジー・スター生命保険株式会社とジブラルタ生命保険株式会社との3社合併により、社名を『ジブラルタ生命保険株式会社』へ変更いたしました。

本資料は、旧エジソン生命が過去に金融機関募集代理店を通じて販売していた商品の当時のパンフレットであり、ご契約者向けに掲載しているものです。

〔注〕現在、本商品は新規の販売を停止しております。

合併に伴う、ご契約者の保険契約内容の変更はございません。また、合併に伴い、ご契約者にお手続きをいただくことは一切ございません。

本商品のご契約内容に関するご照会、積立利率・為替レート等のご確認は、下記までお願いいたします。

引受保険会社
ジブラルタ生命保険株式会社

コールセンター
(旧エジソン生命専用ダイヤル)  0120-653-666

受付時間 平日9:00~18:00
(土日・祝・12/31~1/3を除く)

携帯・PHSからもご利用いただけます。

本社 〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10

AIGエジソンの
市場連動型積立個人年金 **月ドル君**
予定利率市場連動型積立個人年金保険(USD建)

毎月の積み立てで 始めてみませんか。

**円からドルへ
外貨で積み立て資産形成**



募集代理店



これからは一人一人が個人で資産形成をしていく時代です。
 しかし、資産形成には様々な不安がつき物です。
 自分のライフスタイルにあわせて、準備できる商品を考えてみませんか。

注目の外貨ではじめる資産形成 毎月積立てる個人年金保険

なぜ毎月？

価格の変動する商品を購入する場合、定期的に一定金額で購入すると平均購入コストを低く抑えることができます。
 (ドルコスト平均法イメージ)



下表のように、毎月円で一定額を支払って、USDを購入した方が平均為替レート(購入コスト)は低くなります。

	1ヵ月目	2ヵ月目	3ヵ月目	4ヵ月目	5ヵ月目	1USD当りの平均為替レート
1USD	120円	125円	115円	120円	105円	
毎月2万円	20,000円 166.67USD	20,000円 160.00USD	20,000円 173.92USD	20,000円 166.67USD	20,000円 190.48USD	116.59円
毎月200USD	24,000円 200.00USD	25,000円 200.00USD	23,000円 200.00USD	24,000円 200.00USD	21,000円 200.00USD	117.00円

❗ ドルコスト平均法は、平均購入コストの低下を行う手法であり、この手法の活用が利益を保証するものではありません。

※上記グラフは仮定の数値ですので、将来の水準を保証するものではありません。

この他にも、受取時期を分散することによって、リスクを分散する方法もあります。

自分サイズの安心づくり。

はやいうちからコツコツと、今あるゆとりをさらに活かすために、『月ドル君』があります。

ポイント1 毎月手頃な保険料で積立てられ、外貨と円との換算に為替手数料は**不要**です。

保険料運用開始時、年金受取時のUSDと円との換算にはTTMを用いますので、為替手数料はかかりません。

❗ 中途解約時(減額、一部解約を含む)の円換算にはTTB(TTM-1円)を用いますので為替手数料がかかります。

💡 TTBとTTMとの差額(1円)は受取人の負担となります。

(2007年9月1日現在。この差額は将来変更されることがあります。)

ポイント2 年金でも一括でも受取れ、受取通貨も**選択**できます。

待機期間満了後は年金でも一括でも受取れます。また、受取通貨もUSD、または円から選択できます。

※待機期間とは、各保険料の運用期間満了日の翌日から年金支払開始日の前日までの期間(繰下げ期間を除く)を表します。

※契約者価額とはUSD建の各保険料を各予定利率を用いて複利計算した金額(単位契約者価額)の合計額で、将来の年金・給付金を受取る際の基準となる権利金額のことをいいます。(待機期間中のUSD建の単位契約者価額には共通して同じ予定利率が適用されます。)

❗ 中途解約の場合、契約基準日からの経過期間に応じて契約者価額から所定の割合を控除した金額を解約払戻金として支払います。

💡 解約控除については「解約について」をご覧ください。

• USDで年金・死亡給付金・解約払戻金等を受取る場合、送金手数料は受取人の負担となります。

ポイント3 受取時に**円高**となった場合の**対策**も可能です。

年金支払開始時に円高の場合、年金支払開始日を最長1年間繰下げ(延長)する方法や、「USD」のまま受取る方法があり、海外旅行などで「USD」のまま使用することもできます。

ポイント4 万一の場合、**(災害)死亡給付金**をお支払い。

《死亡給付金の額》

死亡時における契約者価額(USD)を死亡給付金として支払います。(円受取りも可能)入金後、運用開始日以前の保険料円払込額がある場合には保険料円払込額を単位契約者価額として円にて支払います。

《災害死亡給付金の額》

死亡時における契約者価額(USD)の110%を災害死亡給付金として支払います。運用開始日以前の保険料円払込額についてはその110%を円にて支払います。

※(災害)死亡給付金をUSDで受取りをされる場合でも、口座振替後運用開始日前(USDでの運用開始日前)の保険料円払込額は円での支払いとなります。

❗ <この商品において特にご注意いただきたい事項>

1. お客さまが支払う諸費用

(1) 予定利率は、保険契約の締結・維持や死亡保障等に必要の費用を控除して設定されます。

(2) 年金受取時に、年金を管理する費用として年金額の1%が控除されます。(2007年9月1日現在。費用の割合は将来変更されることがあります。)

(3) 中途解約の場合、所定の解約控除をいただく場合があります。解約控除率は、払込期間・経過年数によって異なります。

※解約控除率は6ページをご覧ください。

(4) 円で解約払戻金等を受取る場合、為替レートはTTBが適用され、TTMとの差額は受取人の負担となります。

※TTMとTTBの差額は1円です。(2007年9月1日現在。この差額は将来変更されることがあります。)

(5) USDで年金・死亡給付金・解約払戻金等を受取る場合、送金手数料は受取人の負担となります。

2. この商品における市場リスク

この保険におけるUSDと円との換算に用いる為替レートは、時々の為替相場により異なるため、諸支払金額は、保険料円払込総額を下回る場合および保険契約時における為替相場により円換算した諸支払金の予定額を下回る場合があり、損失が生じるおそれがあります。この為替変動リスクは契約者・受取人に帰属します。

【増額保険料払込期間5年の仕組図】

● 契約例

- 契約基準日 9月1日
- 契約年齢 30歳 男性
- 運用期間 10年
- 年金種類 5年確定年金
- 保険料円入金特約 (予定利率市場連動型積立個人年金保険用) 付加
- 基本保険料円払込額払込方法 専用口座への振込
- 増額保険料払込期間 5年
- 基本保険料円払込額 20,000円×1回
- 増額保険料円払込額 20,000円×59回
- 保険料円払込総額 1,200,000円
- 運用期間中の予定利率※1 2.00% (仮定)
- 為替レート (TTM) ※1 120円 (仮定)
- 待機期間中の予定利率※2 0.01% (仮定)
- 年金支払開始日以後の予定利率※3 0.50% (仮定)

- ❗ ※1 各運用開始日に運用期間中の予定利率・適用為替レートが確定します。予定利率・適用為替レートは、その時の市場金利情勢・為替相場等によりそれぞれの保険料ごとに異なります。
- ※2 待機期間中の予定利率は四半期 (1、4、7、10月の各1日) ごとに設定される予定利率が適用されます。
- ※3 年金支払開始日以後の予定利率は年金支払開始日に設定されます。したがって年金額は契約時には確定しておりません。

💰 予定利率は、保険契約の締結・維持や死亡保障等に必要な費用を控除して設定されます。

💰 中途解約の場合、所定の解約控除をいただく場合があります。 → P.6

経過7年の契約基準日の応当日における解約払戻金額

- USドル受取の場合 10,386.32USドル
 - 円受取の場合 1,235,972円
- ※ 1USドル=120円 (TTM)、119円 (TTB) と仮定

保険料円払込総額
1,200,000円

災害死亡給付金
契約者価額の110%

死亡給付金
(契約者価額)

運用期間

最初に支払う基本保険料および毎月支払う増額保険料に適用される予定利率は、市場金利情勢等に応じて毎月異なります。適用された予定利率はそれぞれの保険料の運用期間中一定です。



- ❗ ● 上記の数値は、契約例に基づく仮定の数値ですので、実際のご契約の数値とは異なる場合があります。
- ※ 上記の仕組図内に記載の数値は、それぞれの増額保険料について、運用期間中に適用される予定利率、保険料円払込額のUSドルへの換算に適用されています。なお、運用開始日については基本保険料は契約日、増額保険料は引去日の翌月10日とし、休業日を考慮していません。
- この保険におけるUSドルと円との換算に用いる為替レートは、時々の為替相場により異なるため、諸支払金額は、保険料円払込総額を下回この為替変動リスクは契約者・受取人に帰属します。

られる外貨建の資産形成

※この商品におけるドル・USDドルとは、アメリカ合衆国通貨(米国ドル)を表します。

経過12年の契約基準日の応当日
における解約払戻金額

- USDドル受取の場合・・・11,849.89USDドル
(内、待機期間中の単位契約者価額の合計 4,673.02USDドル)
 - 円受取の場合……………1,410,136円
- ※1USDドル=120円(TTM)、119円(TTB)と仮定

●一括受取

USDドル受取の場合 **12,192.31USDドル**

円受取の場合
(1USDドル=120円(TTM)と仮定) **1,463,077円**

●年金受取(5年確定年金の場合の年金額)

USDドル受取の場合 **2,438.47USDドル**

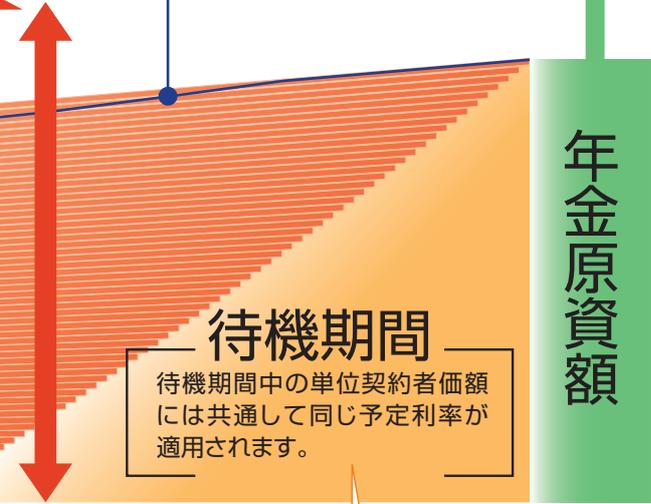
円受取の場合
(1USDドル=120円(TTM)と仮定) **292,616円**

年金支払期間(5年)

▲年金支払開始 ▲年金支払期間満了

※円受取の場合、USDドル建の年金原資を円に換算し、年金額を決定します。

- ❗最低年金額(10万円または600USDドル)に満たない場合は、確定年金期間の変更、または年金一括受取となります。(年金支払開始日の繰下げも取扱います。)
- 💰年金受取時に、年金を管理する費用として年金額の1%が控除されます。(2007年9月1日現在。費用の割合は将来変更されることがあります。)



待機期間

待機期間中の単位契約者価額には共通して同じ予定利率が適用されます。

基本保険料の待機期間

▲待機期間満了

待機期間とは

各保険料の運用期間満了日の翌日から年金支払開始日の前日までの期間。

一部解約が可能です。

運用期間が満了し、待機期間に入った単位契約者価額は、いつでも一部解約することができます。

- ❗ただし、1回の解約払戻金額が800USDドル以上、かつ、一部解約後の契約者価額が1,500USDドル以上となる場合に限りです。

【増額保険料払込期間10年の仕組図】

※増額保険料払込期間以外は上記契約例と同様の設定の場合



為替レートがすべて基本保険料に適用された予定利率、為替レートと同一だったと仮定し、待機期間中に適用される予定利率についても一定だったと仮定して計算

する場合および保険契約時における為替相場により円換算した諸支払金の予定額を下回る場合があり、損失が生じるおそれがあります。

「月ドル君」のご契約に関して、ご確認い ご契約の前に、ご一読ください。

増額保険料払込期間、運用期間、年金の種類等

増額保険料払込期間	5・10年
運用期間	10年
年金の種類等	5・10・15・20年確定年金 [※]

※20年確定年金は、契約年齢63歳までの方が選択できます。

増額保険料払込期間：契約基準日から5年または10年の期間
※増額保険料は契約基準日の翌月から毎月お払込みください。

運用期間：基本保険料の運用を行なう期間（10年）
※増額保険料の運用期間は基本保険料の運用期間と同一です。

年金の種類等：年金支払開始日に確定年金期間の変更および10年保証期間付終身年金に変更することができます。ただし、20年確定年金への変更は、年金支払開始日における被保険者の契約年齢が85歳以下の場合に、10年保証期間付終身年金への変更は、年金支払開始日における被保険者の契約年齢が40歳以上の場合に取扱います。

予定利率

- 運用期間中の予定利率**：運用期間中の基本・増額保険料に適用される予定利率
運用期間中の予定利率は市場金利情勢等に応じて毎月設定されますので、各保険料に適用される予定利率は異なる場合があります。なお、各保険料の運用開始日に設定された予定利率は各保険料の運用期間中一定です。
- 待機期間中の予定利率**：待機期間中の単位契約者価額に適用される予定利率
四半期（1、4、7、10月の各1日）ごとに市場金利情勢等に応じて設定されますので、変動する場合があります。なお、待機期間中の単位契約者価額には共通して同じ予定利率が適用されます。
- 年金支払開始後の予定利率**：年金額の計算に用いる予定利率
年金支払開始日に市場金利情勢等に応じて設定されます。

保険料円払込額の運用通貨(USD)への換算

保険料円入金特約を付加した場合の円からUSDへの換算のタイミング

基本保険料：専用口座への着金日

増額保険料：指定口座からの振替日（毎月27日：27日が休業日の場合、翌営業日）の翌月10日（10日が休業日の場合、前営業日）

適用為替レート

各保険料の運用開始日において最初に公示されたTTM

この保険には為替変動によるリスクがあります

この保険におけるUSDと円との換算に用いる為替レートは、時々の為替相場により異なるため、諸支払金額は保険料円払込総額を下回る場合、および保険契約時における為替相場により円換算した諸支払金の予定額を下回る場合があります。損失が生じるおそれがあります。この為替変動リスクは契約者・受取人に帰属します。

受取時に円高となった場合の対策

- 年金支払開始日の繰下げ**
この保険は年金支払開始日を最長1年間繰下げることができますので、年金支払開始日に為替相場が円高にふれると予想される場合、年金支払開始日の2週間前までに申出ることにより、1年間為替相場の回復（円安）を待つことができます。（年金支払開始日を繰下げた場合、その繰下げた期間については、別途、会社の定める予定利率が適用されます。また、この期間内であればいつでも年金支払開始または一括受取の請求ができます。）
- USDによる年金受取**
この保険はUSDによる受取り（一括受取りを含む）ができますので、年金支払開始日に為替相場が円高にふれると予想される場合、USDで受取ることより、為替リスク対策ができます。受取った金額を海外旅行等でUSDのまま使えば、円高の影響を避けることができますし、そのまま為替相場の回復（円安）を待つことができます。

●**費** USDで年金・死亡給付金・解約払戻金等を受取る場合、送金手数料は受取人の負担となります。

ただきたい事項です。

※パンフレット最終面にもご確認いただきたい事項を記載していますので、ご一読ください。

解約について

《全部解約の場合》

契約は消滅し、解約払戻金をお支払いいたします。

- ・解約払戻金額：解約時における契約者価額から所定の解約控除を差引いた金額
※解約控除は、運用期間中の単位契約者価額に対して適用されます。

費 解約控除率

〈増額保険料払込期間5年の場合〉

経過年数	0年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
控除率	46.2%	22.7%	14.5%	10.4%	7.8%	5.8%	5.2%	4.8%	4.2%	3.2%
経過年数	10年	11年	12年	13年以降						
控除率	2.8%	2.3%	1.5%	—						

〈増額保険料払込期間10年の場合〉

経過年数	0年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
控除率	61.5%	28.8%	17.6%	12.0%	8.4%	6.0%	5.7%	5.5%	5.2%	4.7%
経過年数	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年以降	
控除率	4.4%	4.1%	3.9%	3.5%	3.2%	2.8%	2.3%	1.5%	—	

※運用開始日が契約基準日以前の場合、契約基準日までの期間の解約控除率は「経過0年」の解約控除率が適用されます。

※経過年数は契約基準日を起算として計算し、年末満の端数は切り捨てます。

・解約払戻金の計算例

解約払戻金 = 運用期間中の単位契約者価額の総額 × (1 - 解約控除率) + (待機期間中の単位契約者価額の総額)
(増額保険料払込期間5年の場合、経過2年3ヵ月の解約控除率は経過2年の解約控除率(14.5%)が適用されます。)

《一部解約の場合》

待機期間中の単位契約者価額の一部を解約し、解約払戻金をお支払いいたします。(ご契約は継続いたします。)ただし、運用開始日の古い単位契約者価額から順に一部解約を行なうこと、および1回の解約払戻金額が800USD以上、かつ、一部解約後の契約者価額が1,500USD以上となるのが条件になります。

※運用期間中の単位契約者価額の一部解約はお取扱いいたしません。

①・中途解約の場合は、上記解約控除をいただく場合があるため、保険料払込総額を下回る場合があります。

・中途解約時(減額、一部解約を含む)の円換算にはTTBを用いますので、為替手数料がかかります。

費 TTBとTTMの差額(1円)は受取人の負担となります。

(2007年9月1日現在。この差額は将来変更されることがあります。)

税金について

●この保険の税法上の取扱いは、日本国内で販売される一般の生命保険と同じとなります。

●保険料入金時・諸支払金の受取時の通貨(円/USD)にかかわらず、税務取扱いについては、それぞれの基準日(「ご契約のしおり・約款」参照)において円換算した金額が適用されます。

・契約時

お申込みいただいた保険料は、払込まれた年の生命保険料控除の対象となります。(個人年金保険料控除の対象にはなりません。)

・(災害)死亡給付金を受取られた場合

契約者 = 被保険者……相続税

契約者 = (災害)死亡給付金受取人……一時所得(所得税)

契約者、被保険者、(災害)死亡給付金受取人が全て異なる場合……贈与税

・年金を受取られた場合

契約者 = 年金受取人……雑所得(所得税)

契約者と年金受取人が異なる場合……雑所得(所得税)ただし、年金支払開始の際、年金を受取る権利(相続税法上の年金受給権評価額)についても贈与税の対象となります。

・年金支払開始時に年金を一括で受取られた場合

契約者 = 受取人……一時所得(所得税)

・解約された場合

①基本保険料の責任開始日から5年以内の解約の場合……20%の源泉分離課税

②責任開始日から5年超、かつ最後の増額保険料の責任開始日から5年以内の解約の場合……基本保険料およびそれぞれの増額保険料の責任開始日から5年超の払込分は一時所得(所得税)、それぞれの増額保険料の責任開始日から5年以内の払込分は20%の源泉分離課税の対象

③最後の増額保険料の責任開始日から5年超かつ年金支払開始日の前日まで……一時所得(所得税)

※税務取扱いは、2007年9月1日の税制に基づいて記載していますので、今後の法改定等で取扱いが変更される場合があります。また個別の取扱いにつきましては、所轄の税務署、税理士・公認会計士等にご確認ください。

- ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています「契約概要」と、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を説明しています「注意喚起情報」を記載した「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）」をご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- 「ご契約のしおり・約款」には、商品の詳細、クーリング・オフ（お申込の撤回等）、告知義務、免責、解約に関するご注意、契約内容の変更、AIGエジソン生命の生命保険募集人（担当者）の権限など、ご契約についての大切な事項、必要な保険知識、主な保険用語の説明等を記載しています。必ずご確認のうえ、大切に保管ください。

契約年齢について

取扱範囲：20歳～69歳

契約年齢は契約基準日における満年齢で計算し、1年未満の端数については6ヵ月以下の場合は切り捨て、6ヵ月を超える場合には満年齢に1歳加算した年齢となります。

（例）39歳7ヵ月の被保険者の契約年齢は40歳です。

責任開始日（契約日）について

申込まれた契約の保障が開始する時期を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。責任開始日は第一回保険料の領収日または告知日のいずれか遅い日となります。

契約基準日について

責任開始日（契約日）の翌月1日を契約基準日といいます。契約基準日は契約年齢、増額保険料払込期間、解約控除期間、年金支払開始日等の基準となる日です。

保険料について

保険料の種類

- 基本保険料：ご契約時に設定する一時払保険料
- 増額保険料：毎月1回定期的に払込む一時払保険料（基本保険料と同額）
※保険料円入金特約を付加する場合、基本保険料円払込額と増額保険料円払込額が同額となり、為替によってUSD建の基本保険料と増額保険料は異なる場合があります。

保険料の取扱範囲

- 基本保険料取扱単位：基本保険料円払込額 1,000円単位
- 最低保険料（1契約あたり）
5年確定年金の場合：基本保険料円払込額 10,000円
※1契約および通算の最高保険料については職業等により異なります。

保険料の払込について（入金方法）

払込方法：一時払（一時払による定期的増額）

- 基本保険料：専用口座への振込
- 増額保険料：指定口座からの振替

口座振替不能の場合の対応について

- 増額保険料（円払込額）が振替不能の場合
振替不能月の翌月に併徴案内を行ない、指定口座に増額保険料（円払込額）の2回分以上の残高がある場合のみ振替を行います。併徴案内時にも振替不能であった場合には振込用紙を送付し、3回分の増額保険料（円払込額）をお振込みいただきます。最大4回分の増額保険料（円払込額）が保険料払込期末日までにご入金いただけない場合には、契約は効力を失います（失効）。失効した場合、ご契約の復活はお取扱いいたしませんので、十分ご注意ください。

申込みから年金支払開始日について

申込みから年金支払開始日までの概略は下記の通りです。（振替不能等が発生せず、通常通りに保険料払込が行なわれた場合）

【基本保険料：専用口座への振込 増額保険料：口座振替】



初回の増額保険料引去日

基本保険料円払込額の入金（振込）日の翌々27日（27日が休業日の場合は翌営業日）

※口座振替日が休業日の場合は、翌営業日が口座振替日となります。また、運用開始日が休業日の場合は、前営業日が運用開始日となります。

募集期間について

毎月1日からAIGエジソン生命の当月の最終営業日まで。

基本保険料を振込まれる場合、募集期間中に保険料が当社に着金しなかった場合には申込み内容通りにご契約いただけない場合があります。

ご契約内容の通知について

- 通知方法：基本保険料については、保険証券に記載いたします。増額保険料については、各増額保険料運用開始日以降にハガキにて通知いたします。
- 通知内容：直近で入金された増額保険料に適用された為替レート・運用期間中の予定利率、運用期間満了時の単位契約者価額（USDドル）、および直近の増額保険料運用開始日における（災害）死亡給付金額・解約払戻金額（USDドル）を通知いたします。

契約者価額について

契約者価額とは、基本保険料・増額保険料毎に全額を各予定利率を用いて複利計算した金額（単位契約者価額）を合計した額で、契約者が有する将来の年金・給付金を受取る際の基準となる権利金額のことをいいます。※運用開始日前の保険料円払込額の単位契約者価額は保険料円払込額と同額となります。

年金支払開始日について

契約基準日から起算して、増額保険料払込期間および運用期間の合計年数と1ヵ月経過後にはじめて到来する契約基準日が年金支払開始日となります。ただし、最後の増額保険料が保険料払込期日を過ぎて払込まれたことにより、運用期間満了日が上述の年金支払開始日を超える場合には、最後の増額保険料の運用期間満了日以後に初めて到来する契約基準日の月単位の応当日とします。

減額について

年金支払開始日前（繰下げ期間は除く）において、基本保険料（円払込額）を基準として所定の範囲内で減額のお取扱いをいたします。※増額保険料（円払込額）は基本保険料（円払込額）と同額となります。減額された場合には、遡って全単位契約者価額について減額後の保険料が契約日から払込まれたものとして再計算を行ない、減額前後の契約者価額の差額から所定の解約控除を差引いた金額を解約払戻金としてお支払いいたします。

特約について

- 保険料円入金特約（予定利率市場連動型積立個人年金保険用）
基本保険料および増額保険料をUSDルにかえて円により入金ができます。
- 円支払特約（予定利率市場連動型積立個人年金保険用）
年金・給付金等をUSDルにかえて円により受取ることができます。

その他

- この保険は、無配当保険のため配当金はありません。
- 基本保険料の増額はお取扱いいたしません。

ご契約後は、ご契約者さま専用のコールセンターにより、お問合せ・ご相談にお応えする体制を整えています。

専用ダイヤル **0120-653-666**（フリーコール／通話料無料）
受付時間 9:00～18:00（土・日・祝日、年末年始の休業日を除く）

募集代理店からのお知らせ

- 保険募集を行なうにあたって、募集代理店がお客さまのお取引に関する情報（預金・為替・融資等の情報）を利用させていただく場合があります。また、保険募集を行なった際に、お客さまからご提供いただいた情報やご契約内容等の情報を他のお取引に利用させていただく場合があります。
- 「月ドル君」のご契約の成否が、お客さまと募集代理店との他のお取引に影響することはありません。
- 「月ドル君」はAIGエジソン生命を引受保険会社とする生命保険商品です。生命保険商品は、預金と異なり、預金保険制度の対象とはなりません。
- 「月ドル君」は必ずしも払込保険料相当額が保証されている商品ではありません。また、解約の時期によっては、解約払戻金が変わる場合があります。
- 募集代理店が定める募集指針および相談窓口については各募集代理店宛にご確認ください。

お問合せ（担当者） *AIGエジソン生命の生命保険募集人（担当者）は、お客さまとAIGエジソン生命の保険契約締結の媒介を行なう者で、保険契約締結の代理権はありません。

募集代理店

引受保険会社

AIG AIGエジソン生命

AIGエジソン生命保険株式会社

〒130-8625 東京都墨田区太平4-1-3 オリナスタワー

TEL (03) 6658-6000（大代表）

ホームページ <http://www.AIGedison.co.jp>